

国産原材料供給力強化対策事業 Q & A 集

質問	答
<p>○ この事業の目的は何ですか。</p>	<p>○ 加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組を国の直接採択方式で支援します。国産原材料の安定供給に向けた産地と食品製造業者等をつなぐ中間事業者の育成・強化や加工・業務用向けの計画生産の促進等、生産・流通体制の変革を目指す取組が対象となります。</p> <p>○ 支援は、取組に対する支援を地区推進事業（ソフト事業）、地区推進事業を実施する上で必要な施設・機械の整備に関する支援を整備事業（ハード事業）で行うこととしています。</p>
<p>○ 中間事業者とはどのような者を指すのですか。</p>	<p>○ 中間事業者とは、①自らリスクを負って国産農畜産物を所有（自ら生産又は生産者から（直接・間接を問わない）購入）し、②食品製造業者、外食事業者等が求める形態・荷姿等で安定的に供給する機能</p>

	<p>を有し、③自らが産地（生産者）を加工・業務用需要に対応させるため育成・指導する者・部門をいいます。</p> <p>○ 具体的には、農業生産法人、農業協同組合（連合会）、卸売業者、仲卸売業者、カット・冷凍等を行う一次加工業者、食品製造業者等が、自らリスクを負って国産農畜産物を確保（所有＝生産・購入）し、実需者に安定的に供給し、さらに、産地に対する生産技術の指導、実需者ニーズ等の情報提供や生産資材の融通・あっせん等を行う場合は中間事業者に該当します。</p> <p>○ なお、農業生産法人、農業協同組合（連合会）は、国産原材料供給・利用協議会の構成によっては、「生産者」に分類されます。</p>
<p>○ 中間事業者機能の産地の育成・指導とは具体的にどのようなことを行っていれば良いのですか。</p>	<p>○ 例として、①加工・業務用としてニーズのある品種・特性、原材料を使用した製品の市場情勢・動向等に関する情報提供、②品種選定や栽培技術の指導（加工適性品種、大型栽培、一斉収穫等）、③種苗や肥料など生産資材の斡旋 等が想定されます。</p>
<p>○ 農業協同組合（連合会）がリスク（原料購入、欠</p>	<p>○ 農業協同組合（連合会）であっても、自ら組合員</p>

<p>品対応等) を負って実需者と取引している場合、中間事業者に該当するのですか。</p>	<p>等から国産原材料を購入して(委託販売は含まない)、食品加工・製造業者、外食事業者等に供給し、かつ生産者を育成・指導している場合は、中間事業者該当します。</p> <p>○ なお、農業協同組合(連合会)は、国産原材料供給・利用協議会の構成によっては、「生産者」に分類される場合があります。</p>
<p>○ 卸売業者・仲卸業者は中間事業者該当しますか。(本事業に市場は参加できないのでしょうか。)</p>	<p>○ 中間事業者として、卸・仲卸等の流通業者も重要と考えており、市場を全く無視するわけではありません。</p> <p>○ 卸売業者・仲卸売業者が自ら原材料を買い取り、食品加工・製造業者等に供給し、かつ自ら生産者を加工・業務用需要に対応させるため育成・指導している場合、中間事業者該当します。</p>
<p>○ 受益農家は3戸以上とありますが、農業生産法人1法人でも中間事業として事業を実施することが可能ですか。</p>	<p>○ 農業生産法人が中間事業者として位置づけられる場合、当該法人が契約取引(買い取り)をする農家及び当該法人を構成する農家を合計して、原則3戸以上必要です。</p> <p>○ また、農業生産法人が生産者として位置づけられる場合、当該法人に参加する農家のうち、受益農家</p>

	<p>が原則 3 戸以上必要です。</p>
<p>○ 地区推進事業ではどのような支援を行うのですか。</p>	<p>○ 国産原材料の供給経路（サプライチェーン）を構築するために産地・生産者、中間事業者、食品製造業者等から構成される協議会が行う、需要に対応した国産原材料の安定供給体制を構築するための取組等に対し、補助率：定額で支援します。</p> <p>○ 具体的には、加工・業務用品種の現地適性試験の実施・GAP やトレーサビリティの導入による品質管理・安全管理体制の確立等（産地・生産者向け）、出荷規格や基準の簡素化等の検討・残留農薬分析等による品質管理・安全管理体制の確立等（中間事業者向け）、新品種の加工適性試験の実施・HACCP やトレーサビリティの導入による品質・安全管理体制の確立等（食品製造業者等向け）の取組に対し支援します。</p>
<p>○ 地区推進事業の対象となるのはどのような者ですか。</p>	<p>○ 国産原材料供給・利用計画を策定・実施する国産原材料供給・利用協議会（以下「協議会」という。）が地区推進事業の事業実施主体となります。</p> <p>○ 協議会は、原則として、生産者、中間事業者、食品製造業者等の 3 者で構成される組織とします。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ ただし、生産者又は食品製造業者等のいずれかが中間事業者機能を備えている場合は2者で構成する場合も対象とする。この場合、成果目標年度開始までに、新たに1以上の生産者あるいは食品製造業者等を協議会に参加させることが条件となります。 ○ なお、地区推進事業の事業計画は、協議会が申請を行うものとなります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会が策定する国産原材料供給・利用計画とはどのようなものですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施に当たっては、協議会は、3年間を取組期間とし、取組期間終了の次年度を成果目標年度とする国産原材料供給・利用計画を策定し、協議会を構成する事業者間における国産原材料供給・利用の見通し、3年間の各年度における取組内容を記載することとしています。 ○ 国産原材料供給・利用計画は、事業実施計画書に含まれる様式に記載し、事業実施の初年度に、協議会の事務局が所在する都道府県の地方農政事務所（農政事務所が存在しない場合は地方農政局、沖縄県は沖縄総合事務局）を經由して地方農政局長等（北海道は生産局長、沖縄県は沖縄総合事務局長）の承認を得ることとしています。次年度以降に事業実施する場合も、国産原材料供給・利用計画を含む事業実

	<p>施計画書を地方農政局長等に提出するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、国産原材料供給・利用計画において、成果目標の変更は認められません。 ○ 目標が達成できない場合は、行政指導を行い、成果目標年度の繰り下げや改善計画の提出等の措置を講じることとなります。 ○ また、毎年度の事業の実施状況を、翌年度7月末までに報告することとしています。さらに、事業の成果の自己評価を、成果目標年度の翌年度9月末までに報告することとしています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数年にまたがって地区推進事業を行うことは可能ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の採択は単年度ごととなっているため、複数年にまたがって地区推進事業を行う場合は、各年度ごとに改めて事業申請を行い、採択される必要があります。毎年採択された場合、最大で3年間事業ができることとなります。なお、継続地区については、地区推進事業の採択において優先配慮するものとします。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区推進事業（及び整備事業）の採択の基準はどのようなものですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本は、協議会の国産原材料取引量又は金額の増加に係る成果目標を選択し、目標の高さに応じてポイント制で評価します。

- 成果目標の評価を、生産者－中間事業者、中間事業者－食品製造業者といった取引の各段階について行い、取引の各段階における評価ポイントを平均して、国産原材料供給・利用計画の基礎評価ポイントを算出します。
- また、①一つの協議会に中間事業者と直接取引する産地が複数含まれる場合、②1つの協議会に中間事業者と直接取引する食品製造業者等が複数参加している場合、③産地・中間事業者・食品製造業者等の各段階において付加価値を付けるための取組がなされている場合、④国産原材料を新規用途又は新商品・新商材に活用する場合は、ポイントを加算することとしています。
- さらに、政策的必要性ポイントとして、緊急性（社会・経済情勢の変化等を踏まえ、国として緊急的に支援すべき取組）、モデル性（先導性や取組内容の新規性、先進性等）、波及性（広域的な波及効果、国全体としての供給力へのインパクトの大きさ等）の観点から、定性的に評価することとしています。
- これらの評価ポイントを総合的に判断し、評価の高い計画を優先的に採択します。

<p>○ 面積、生産量等の規模は採択の要件にあるのですか。</p>	<p>○ 面積、規模等は採択の要件にはありません。あくまで今後の国産原材料利用の出荷数量の増加、サプライチェーンを通じた販売額の増加等の取組内容によって評価し、採択します。</p>
<p>○ 地区推進事業において、原料確保のリスク分散を考慮した、産地との契約取引と市場購入を併用する計画は認められるのですか。</p>	<p>○ 国産原材料供給・利用計画は、協議会会員内での加工・業務用国産原材料の供給・利用の見通しを立てるものであり、協議会会員が市場出荷又は市場から購入する分については、当該計画には、あらかじめ盛り込まれるものではありません。</p> <p>○ 地区推進事業は、協議会の構成員である産地からの原料利用について、国産原材料供給・利用計画の目標を達成するために必要な取組に対して支援を行うものであり、市場から購入する原料への支援を行うものではありません。</p> <p>○ なお、天候等の理由による国産原材料の不足時に市場から購入等を行うことについては、必要に応じて、産地や中間事業者が行うべきものです。</p>
<p>○ 整備事業ではどのような支援を行うのですか。</p>	<p>○ 地区推進事業を進める上で必要となる機械・施設の整備に対し、補助率：1/2以内で支援します。</p> <p>○このため、整備事業を行うには地区推進事業の実施</p>

	<p>が必須となります。</p> <p>○ 具体的には、適性品種の一斉導入を図るための共同育苗施設の整備・品質保持・管理のための低温貯蔵施設、多機能選果ライン等の整備等（産地・生産者向け）、衛生的なパッキングラインの整備・多様な温度帯に対応した集出荷貯蔵施設の整備等（中間事業者向け）、完全コールドチェーン化のための保冷施設の整備・HACCPに対応した加工ラインの整備等（食品製造業者等向け）に対し支援します。</p>
<p>○ 整備事業の対象となるのはどのような者ですか。</p>	<p>○ 協議会構成員である生産者、中間事業者又は食品製造業者等のいずれかに該当する事業者が対象となります（協議会構成員であっても、生産者、中間事業者又は食品製造業者等に該当しない事業者は整備事業の対象になりません）。</p> <p>○ 国産原材料供給・利用協議会が策定する国産原材料供給・利用計画に基づく地区推進事業を実施する上で、機械・施設・ほ場等の整備が可能です。</p> <p>○ なお、整備事業の事業計画は、整備事業を実施する事業者がそれぞれ申請を行うものとなります。</p>
<p>○ 整備事業は、地区推進事業を実施していないと実</p>	<p>○ 整備事業は、地区推進事業を実施する上で必要と</p>

<p>施できないのですか。また、同一の事業実施主体が毎年整備事業を行うことは可能ですか。</p>	<p>なる機械・施設の整備に対して支援を行うこととしていることから、地区推進事業を実施することが要件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、整備事業は地区推進事業を実施する年度に併せて実施できるものとし、実施期間は1年（1つの施設は当該年度内で整備）とします。 ○ また、国産原材料供給・利用計画に基づき、各事業実施主体が毎年度施設の整備を行う必要がある場合は、地区推進事業が採択されている年度において採択される場合もあり得ます。なお、この場合、整備事業の優先採択を行うものではありません。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備事業の実施に必須となる取引契約は、必ず産地・中間事業者・食品製造業者等の3者で締結しなければいけないのでしょうか。産地と中間事業者の間での契約のみでは認められないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備事業を実施する場合は、生産者等との間で、国産原材料の取引について書面による契約締結が必須と考えています。 ○ このため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 生産者が整備事業を行う場合、国産原材料の販売先である中間事業者又は食品製造業者等との基本契約を締結していること ② 中間事業者が整備事業を行う場合、生産者と基本契約を締結していること ③ 食品製造業者等が整備事業を行う場合、中間

	<p>事業者と基本契約を締結し、かつ、当該中間事業者と生産者が基本契約を締結していること、又は、食品製造業者等が中間事業者を兼ねる場合は、生産者と基本契約を締結していることが必要になります。</p>
<p>○ 地区推進事業は単年度ごとの採択であるため、1年目に推進事業が採択されて実施できれば、2年目は供給・利用計画に基づく取組を自主的に（自己資金で）行うのであれば、推進事業が採択されなくとも、整備事業のみを実施することはできますか。</p>	<p>○ 整備事業は、地区推進事業を実施する年度に併せて行うことができるものとしています。このため、推進事業は不採択で整備事業のみ採択ということはありません。</p>
<p>○ 協議会の構成員以外の産地、中間事業者、又は食品製造業者等との取引分についても含めた施設整備は可能ですか。また、可能であれば、少しでも協議会内での取引分を扱っていただければ良いのですか。</p>	<p>○ 整備事業の施設規模の積算基礎は、原則、国産原材料供給・利用計画で対象とした品目について協議会構成員による取引に係る数量を基に行うことを基本としています。</p> <p>○ しかし、協議会構成員以外分を含めた対象品目について、サプライチェーンの構築に必要な施設であれば、構成員以外の者との取引量を含めた施設整備も可能です。</p> <p>○ ただし、整備した施設全体の取扱量（加工・業務用及び家計消費用のあらゆる品目の合計）のうち、</p>

	<p>協議会構成員である生産者が生産した生産物でかつ加工・業務用仕向量が3割以上を占めるものとし ます。</p> <p>○ なお、整備した施設で取り扱う対象品目の協議会構成員外からの供給分及び構成員以外への供給分についても、国産原材料に限るものとし ます。</p>
<p>○ 産地において、生食用を含めた施設・機械整備は可能ですか。また、可能であれば、少しでも加工・業務用仕向けがあればそれでいいのですか。</p>	<p>○ 集出荷貯蔵施設等で、加工・業務用に一定量の国産原材料を供給するために必要な施設であれば、生食用を含めての施設整備も可能です。</p> <p>○ 機械の場合は、同一の圃場で生食用と加工・業務用が不可分な場合等については整備可能とします。</p> <p>○ ただし、当該施設・機械で取り扱う農産物又は当該圃場から生産される農産物のうち、協議会構成員の生産者が生産した生産物でかつ加工・業務用仕向量を3割以上確保するものとし ます。</p>
<p>○ 整備事業を実施した場合、契約取引は施設等の処分制限期間中は継続する必要があるのですか。</p>	<p>○ 処分制限期間中通しての契約継続は現実的でないことから、契約締結を必須とするのは事業計画の目標年度末までとします。</p> <p>○ また、目標年度を過ぎてから処分制限期間終了までの間は、国産原材料供給・利用計画で策定した対</p>

	<p>象品目・施設使用用途について、計画に沿ったもの とすること及び国産の原材料を処理するために使用 することを条件とします。</p>
<p>○ 事業実施後、事業による効果（成果目標、費用対 効果等）を求められるのですか。</p>	<p>○ 国産原材料供給・利用計画に定めた成果目標の達 成状況については、原則として成果目標年度を計画 の承認年度の3年後とし、事業計画の目標年度の翌 年度、自ら評価を行い生産局長に報告するものと します。</p> <p>○ ただし、整備事業において、果樹の新植・改植・ 高接を実施する場合は、整備事業実施年度の8年後、 茶の改植を実施する場合は、整備事業実施年度の7 年後とします。</p> <p>なお、この場合、国産原材料供給・利用計画の実 施後を想定し、3年後の中間目標を立て、評価を行 うものとします。</p> <p>○ なお、整備事業の実施に当たっては、費用対効果 分析を行う必要があります。</p>